

## 神奈川県保健医療計画推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 本県の適正な医療供給体制を図るために策定された神奈川県保健医療計画について、医療法第30条の4及び第30条の6により再検討を加えるとともに、同法第30条の10による計画の着実な推進を図るため、神奈川県保健医療計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保健医療計画の再検討に関すること。
- (2) 保健医療計画達成の推進に関すること。
- (3) その他計画の再検討及び推進に必要な事項に関すること。

## (委員)

第3条 推進会議は、委員22人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、選定する。なお、(2)医療を受ける立場にある者のうち、1名は公募により選定するものとする。

(1) 医療を提供する立場にある者

医療を提供する立場にある者には、一般社団法人横浜市医師会会長、公益社団法人川崎市医師会会長を含むものとする。

(2) 医療を受ける立場にある者

医療を受ける立場にある者には、健康保険組合連合会神奈川連合会会長、全国健康保険協会神奈川支部支部長を含むものとする。

(3) 学識経験のある者

(4) 保健医療行政に携わる者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

## (会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 推進会議に部会を置くことができる。

2 部会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年8月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行する。